



総会議案書

2023 年度 (R5)

新井自治協議会

メール: [niijitikyougikai@vivid.ocn.ne.jp]

Web サイト: [http://niinosato.805tanba.info/]

Tel : 72-2818

Fax : 73-3230

令和5年度新井自治協議会定期総会議案

下記の第1号議案から第6号議案について承認を求めます。

第1号議案 令和4年度事業報告の件

- * 令和4年度新井自治協議会事業報告 P2~4
- 【参考資料】 令和4年度の主な行事 P5~6

第2号議案 令和4年度会計決算書報告の件

- * 令和4年度新井自治協議会会計決算書 P7~P10
 - ・令和4年度新井自治協議会基金会計
- * 令和4年度新井の郷交流広場会計決算書 P11
 - ・令和4年度新井の郷基金会計

- 第2号議案に関する令和4年度会計監査報告 P12

第3号議案 新井自治協議会会則施行細則の改正

- * 新井自治協議会会則施行細則の改正 P13
- 【参考資料】 新井自治協議会会則施行細則（新旧表） P14
- 新井自治協議会会則（改正後） P15~P20

第4号議案 令和5・6年度役員選出について P21

第5号議案 令和5年度事業計画（案）の件

- * 令和5年度新井自治協議会事業計画（案） P22~P23

第6号議案 令和5年度収支予算書（案）の件

- * 令和5年度新井自治協議会会計予算書（案） P24~P26
- * 令和5年度新井の郷交流広場会計予算書（案） P27

令和4年度新井自治協議会事業報告

令和4年度事業（まとめ）

令和4年度は、2月24日のロシアのウクライナ侵略により国際経済秩序の根幹が揺らぎ、エネルギー安全保障、食料安全保障が日本課題として浮き彫りになりました。また、気候変動問題とそれに伴う生態系の崩壊、新興感染症への対応などの課題も未だ解決に至っていません、日本国内に目を向けると、少子化が社会の課題となり、新井自治協議会でも子育て、中心に活動を行ってきました。

○ 施設維持管理費

・ 新井幼稚園跡地関係

新井幼稚園跡地取得については、令和2年3月11日付の要望書の取下げと、今後の活用要望書を資産活用課に令和5年2月9日提出いたしました。

要望内容は、農業共済理事より農業共済事務所として活用したいと、新井自治協議会に要望を受け、農業共済事務所活用を優先させることが新井地区や丹波市の雇用の創出や、丹波市の農業を守り、農業従事者の利益になると考え、上記の通り前の要望書を取下げいたしました。

・ ふれあいセンター経費

貸館用移動式鏡	32,800円×5台 = 164,000円	（踊り・ダンスの練習用）
自治会賠償保険料	206,760円	火災保険料 64,200円

○ 地域活動事業

【生涯学習を支える地域づくり事業】

・ 夏休みチャレンジ学習（新井小学校4年生・5年生・6年生対象）

令和4年7月26日（火 18名）・7月27日（水 16名）・7月29日（金 18名）・8月2日（火 18名）新井ふれあいセンターで実施、8月19日（金 18名）丹波年輪の里



- ・ 子ども子育て交流広場事業

「にっこフェスティバルを10月22日（土）開催」

幼児及び育児世代が集い楽しめる広場を設け、育児を応援する地域環境をつくることを目的として、広場事業を柏原子育てセンターが主催し、「にっこ子ども」^{（注）}と新井自治協議会が支援して行いました。



- ・ 子供支援事業

新井小学校と連携して「新井塾」協力・柏原中学校3年生の卒業時にバラを贈る（18名）

【心豊かな安全安心な地域づくり事業】

- ・ 新井地区文化創作作品展 約200点の作品展示 来場者 約130名

実施日 11月4日（金）～6日（日） 新井ふれあいセンター

日頃趣味や学習で培われた作品出展及び新井地区内のグループ活動の紹介等による住民相互の交流を図る。



- ・心の健康教室

「金子ちあき講師による心の健康教室を12月2日（金）
参加者 16名」

コロナ禍で大変な日常や、心の不調を訴える人も増える中で、心と体の健康教室実施の参考になるように講師を招いて、各自治会長と理事に各地域での心の健康教室の参考になる講習会を実施した。



- ・ルディックウォーキングの定期的な開催

11月27日（日 15名）年輪の里・12月11日（日 10名）母坪妙見山・令和5年1月9日（祝 12名）に新春に新井神社へお参りし健康をお祈りし、山の上池を回りました。



- ・防災機材整備事業

防災事業補助金を活用して小型のチェーンソー等の整備を行いました。

（117,159円内8割補助：今年度限）

【新井自治協情報発信事業】

- ・広報誌の発行

年間2回広報誌を発行

- ・SNSを使った情報発信

新井自治協議会のホームページを更新しました。

ホームページ：<http://niinosato.805tanba.info/>

【交流広場事業】

- 黒豆菓子加工

地域住民に向けて、材料（黒豆・米）持ち込みのポン菓子加工を実施しました。

令和4年度の主な行事

参考資料

月	日	曜日	行事名	場所	内容
4	5	火	新井自治協議会監査会	新井ふれあいセンター	会長他出席
	6	水	電気設備安全調査	新井ふれあいセンター	関西電気保安協会
	19	火	丹波市広報仕分け・配布	旧柏原支所	事務局長
	22	金	幼稚園跡地打合せ	新井ふれあいセンター	丹波市・会長・事務局長
	26	火	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
	28	木	新井自治協議会総会	新井ふれあいセンター	R3決算・事業報告/R4予算・事業計画
5	13	金	第1回新井自治協議会理事会	新井ふれあいセンター	三役・理事・事務局長
	14	土	ダンス教室打合せ	新井ふれあいセンター	谷垣・事務局長
	19	木	丹波市広報仕分け・配布	旧柏原支所	事務局長
	19	木	献血推進事業	柏原自治会館	柏原地域支えあい推進会議
	24	火	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
	24	火	県花のある道づくり事業 苗配布	新井ふれあいセンター	大新屋・悠遊の森・新井ふれあいセンター
	25	水	市民活動課より説明会	新井ふれあいセンター	丹波市・社協・会長・事務局長
	26	木	新井塾打合せ	新井ふれあいセンター	吉見先生・事務局長
28	土	丹波市自治会長会総会	春日文化ホール	会長	
6	11	土	医療センター草刈作業	医療センター	会長
	12	日	国道175推進協議会総会	西脇市	会長・事務局長
	17	金	丹波市広報仕分け・配布	旧柏原支所	事務局長
	17	金	日赤跡地会議	柏原自治会館	三役・事務局長
	23	木	医療センター研修医との懇談会	新井ふれあいセンター	各自自治会より・三役・事務局長
	28	火	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
	30	木	第2回新井自治協議会理事会	新井ふれあいセンター	三役・理事・事務局長
7	1	金	地域コミュニティ活動推進連絡会議	市民プラザ	事務局長
	6	水	新井塾開校式	新井小学校	三役・事務局長
	13	水	新井塾	新井小学校	会長・事務局長
	15	金	丹波市広報仕分け	旧柏原支所	事務局長
	15	金	第2回新井自治協幹事会	新井ふれあいセンター	丹波市・社協・三役・幹事・事務局長
	19	火	丹波市広報・自治協広報配布	新井地区	事務局長
	19	火	三役会	新井ふれあいセンター	会長・鈴木副会長・事務局長
	22	金	新井塾（現地フィールドワーク）	新井ふれあいセンター・北山・田路	新井小6年生・先生・会長・鈴木副会長・事務局長
	23	土	ラジオ体操	新井小学校グラウンド	参加者約120名 三役・理事他
	26	火	夏休みチャレンジ学習（1日目）	新井ふれあいセンター	生徒18名参加
	27	水	夏休みチャレンジ学習（2日目）	新井ふれあいセンター	生徒16名参加
29	金	夏休みチャレンジ学習（3日目）	新井ふれあいセンター	生徒18名参加	
8	2	火	夏休みチャレンジ学習（4日目）	新井ふれあいセンター	生徒18名参加
	16	火	献血推進活動	柏原自治会館	柏原地域支えあい推進会議
	18	木	丹波市広報仕分け	旧柏原支所	事務局長
	19	金	夏休みチャレンジ学習（5日目）	丹波年輪の里クラフト館	生徒18名参加
	19	金	丹波市自治会長会第2回理事会	春日住民センター	会長
9	9	金	新井塾発表会	新井小学校	会長・事務局長
	14	水	資産活用課との打ち合わせ	新井ふれあいセンター	会長・事務局長
	16	金	丹波市広報仕分け配布	旧柏原支所	事務局長
	17	土	医療センター草刈作業	医療センター	会長・鈴木副会長・事務局
	21	水	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
	21	水	自動ドア点検	新井ふれあいセンター	姫路ナブコ
	22	木	学校協議会	新井小学校	三役・事務局長
26	月	お米でつなぐ助け合い受付（～10/1）	新井ふれあいセンター	会長・柏原地域支えあい推進会議	

令和4年度の主な行事

参考資料

月	日	曜日	行事名	場所	内容
10	4	火	にいっこフェス打ち合わせ	新井ふれあいセンター	ヤマネコ様・事務局長
	5	水	第3回新井自治協議会理事会	新井ふれあいセンター	理事・三役・事務局長
	17	月	ウォーキング打合せ	新井ふれあいセンター	竹安理事・三役・事務局長
	19	水	丹波市広報仕分け	柏原一番館	事務局長
	20	木	消防設備点検	新井ふれあいセンター	大槻ポンプ
	22	土	にいっこフェスティバル	新井ふれあいセンター	参加者約80名（三役・理事・事務局）
	25	火	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
11	4	金	文化創作作品展	新井ふれあいセンター	理事・三役・事務局長
	5	土	文化創作作品展	新井ふれあいセンター	理事・三役・事務局長
	6	日	文化創作作品展	新井ふれあいセンター	理事・三役・事務局長
	9	水	県花のある道づくり事業 苗配布	新井ふれあいセンター	大新屋・新井ふれあいセンター
	10	木	食品衛生管理者講習	丹波の森	事務局長
	16	水	献血推進活動	柏原自治会館	柏原地域支えあい推進会議
	18	金	丹波市広報仕分け配布	柏原一番館	事務局
	22	火	三役会	新井ふれあいセンター	資産活用課・副会長2名・事務局長
12	27	日	ルディックウォーキング	新井ふれあいセンター・年輪の里	参加者15名
	2	金	第3回新井自治協幹事会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長・幹事
	2	金	心の健康教室	新井ふれあいセンター	金子ちあき講師 参加者16名
	11	日	ルディックウォーキング	新井ふれあいセンター・母坪妙見山	参加者10名
	16	金	丹波市広報仕分け配布	柏原一番館	事務局
	27	火	館内清掃	新井ふれあいセンター	会長・鈴木副会長・事務局
	27	火	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
1	27	火	幼稚園跡地会議	新井ふれあいセンター	三役・事務局長・徳田・田中
	9	月祝	ルディックウォーキング	ふれあいセンター・山の上池・新井神社	参加者12名
	19	木	丹波市広報仕分け配布	柏原一番館	事務局
	24	火	三役会	新井ふれあいセンター	会長・副会長・事務局長
	24	火	幼稚園跡地会議	新井ふれあいセンター	会長・副会長・事務局長・徳田・田中
	27	金	地域と共につくる学校づくり研修会	新井ふれあいセンター	黒田様・新井小・PTA・三役 理事・幹事・事務局長
2	27	金	幹事選考会	新井ふれあいセンター	幹事
	3	金	第4回新井自治協議会理事会	新井ふれあいセンター	会長・谷垣副会長・事務局長・理事
	6	月	新井自治協議会幹事会	新井ふれあいセンター	会長・幹事
	9	木	幼稚園跡地要望書取下提出	丹波市	会長・事務局長
	17	金	丹波市広報仕分け配布	柏原一番館	事務局
	21	火	丹波市自治会長会 理事会	丹波市役所	会長
	22	水	萱刈坂通行止め要望	丹波土木事務所	会長
	24	金	第5回新井自治協議会理事会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長・理事
3	28	火	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
	3	金	はなもも会特殊詐欺推進・花壇整備	新井ふれあいセンター	はなもも会・事務局
	7	火	悠遊の森ポン菓子加工	新井ふれあいセンター倉庫	丹波悠遊の森・事務局長
	17	金	丹波市広報仕分け	柏原一番館	事務局
	17	金	新井自治協議会広報発行	新井地区	事務局
	22	水	三役会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長
	22	水	第6回新井自治協議会理事会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長・理事
	23	木	消防設備点検	新井ふれあいセンター	大槻ポンプ
	24	金	第4回新井自治協議会幹事会	新井ふれあいセンター	三役・事務局長・幹事
28	火	新井自治協議会会計監査会	新井ふれあいセンター	会長・事務局長・監査委員	

令和4年度 新井自治協議会決算書

収入金額 6,932,646円

支出金額 5,692,794円

差引金額 1,239,852円

令和5年度へ繰越

1 収入の部

(単位:円)

項目	令和4年度 予算現額	令和4年度 決算額	比較増減	付記
前期繰越金	790,048	790,048	0	
市交付金	2,000,000	2,000,000	0	運営・管理/活動
	990,000	994,000	△ 4,000	
	1,100,000	1,000,000	100,000	3号交付金
	147,000	147,000	0	4号交付金広報たんば配布受託
助成金	580,000	594,434	△ 14,434	地域福祉推進支援 292,434円 スポーツ振興委託料 119,000円 防防災助成 93,000円 組織力アップ交付金 90,000円
受託料	240,000	240,000	0	スポーツ21新井事務委託料
会費	506,500	510,400	△ 3,900	会員より 1,000円/戸他 自治会長会費100円×455 = 45,500円
利用料	150,000	200,950	△ 50,950	施設及び備品利用料
受取保険料	181,000	163,760	17,240	8自治会より466世帯分
協賛金	1,000	0	1,000	協賛金他
雑収入	187,952	292,054	△ 104,102	公衆電話委託手数料及び預金利子 個人社会保険料等 210,325円 自治会長会解散清算金 55,469円
合計	6,873,500	6,932,646	△ 59,146	

2 支出の部

(単位:円)

項目	令和4年度 予算現額	令和4年度 決算額	比較増減	付記	
需用費	940,500	632,658	307,842		
施設維持管理費	消耗品費	80,000	74,766	5,234	除草薬剤等維持管理用消耗品
	光熱水費	610,500	512,392	98,108	電気料金 470,504円 上下水道 41,888円
	修繕費	50,000	45,500	4,500	水路補修及び水道修理
	材料費	200,000	0	200,000	
役務費	387,000	371,414	15,586		
通信運搬費	通信運搬費	101,000	100,454	546	電話料
	保険料	286,000	270,960	15,040	自治会賠償 206,760円 火災保険 64,200円

項 目		令和4年度 予算現額	令和4年度 決算額	比較増減	付 記	
施設 維持 管理 費	委託料	400,000	368,200	31,800		
		施設管理委託料	300,000	300,000	0	土日夜間管理委託料
		保安点検委託料	100,000	68,200	31,800	定期検査 (自動ドア55,000、消防設備13,200)
	使用料及び賃借料	27,000	26,650	350		
		賃借料	10,000	10,000	0	備品格納庫
		テレビ受信料	17,000	16,650	350	N H K受信料、共聴組合費
	備品購入費	200,000	164,000	36,000		
		備品費	200,000	164,000	36,000	移動式鏡 32,800円×5台 = 164,000円 3号交付金
	工事請負費	80,000	3,850	76,150		
	工事請負費	80,000	3,850	76,150	コンセント増設工事	
小 計	2,034,500	1,566,772	467,728			
協 議 会 運 営 費	報酬	196,000	196,000	0		
		役員報酬	196,000	196,000	0	会長30,000円 副会長20,000円×2 理事10,000円×12 監事3,000円×2
	賃金	2,801,000	2,768,717	32,283		
		賃金	2,310,000	2,279,398	30,602	賃金2名分 2,279,398円
		社会保険料等	440,000	438,919	1,081	社会保険料 411,966円 雇用保険料 26,953円
		通勤費	51,000	50,400	600	4200円/月
	費用弁償	58,000	51,040	6,960		
		車両借上費	58,000	51,040	6,960	車両借上 @2,000円/月 出張車両借上 40円×250km = 10,000円
	会議費	10,000	0	10,000		
		会議研修費	10,000	0	10,000	役員・幹事研修
	需用費	155,000	64,652	90,348		
		消耗品費	71,000	33,390	37,610	ゴミ袋、消毒用アルコール他
		印刷製本費	84,000	31,262	52,738	コピー機使用料
	役務費	10,000	5,048	4,952		
		郵券料及び手数料	10,000	5,048	4,952	郵券料等 10,000円
	基金積立	100,000	0	100,000		
		基金積立	100,000	0	100,000	基金会計積立
負担金	94,000	84,220	9,780			
	負担金	94,000	84,220	9,780	柏原地域支えあい推進会議 20,000円 観光協会40,000円 175号協議会10,000円 丹波市自治会長会負担金 30円×474 = 14,220円	
予備費	100,000	1,000	99,000			

項 目		令和4年度 予算現額	令和4年度 決算額	比較増減	付 記	
	予備費	100,000	1,000	99,000	3号補助金返還金	
	小 計	3,524,000	3,170,677	353,323		
地 域 活 動 事 業	生涯学習を支える地域づくり事業	375,000	296,071	78,929		
	報償費	116,000	81,405	34,595		
		講師謝金	50,000	47,405	2,595	学習支援講師料 30h×500円=15,000円 地域と共にある学校づくり講師料 32,405円
		謝礼金	66,000	34,000	32,000	子供見守り等謝金 14,000円 イベント謝金 20,000円
	需用費	204,000	181,353	22,647		
		消耗品費	156,000	155,253	747	夏休みチャレンジ消耗品 8,837円 子ども育て広場消耗品 146,416円
		印刷製本費	0	0	0	冊子印刷代
		原材料費	48,000	26,100	21,900	中学卒業記念バラ 1,450円×18名=26,100円
		食材費	0	0	0	
	役務費	20,000	12,693	7,307		
		郵券料	20,000	12,693	7,307	郵券料 案内通知等
	使用料	35,000	20,620	14,380		
		会場使用料	35,000	20,620	14,380	夏休みチャレンジ学習クラブ館利用料 20,620円
	心豊かな安全安心な地域のづくり事業	402,000	286,769	115,231		
	報償費	70,000	40,000	30,000		
		講師謝金	70,000	40,000	30,000	講師謝金 心の教室 10,000円 ルディックウォーキング 10,000円×3回=30,000円
	需用費	187,000	127,930	59,070		
		消耗品費	135,000	124,994	10,006	参加賞及び運営消耗品
		印刷製本費	2,000	2,000	0	文化祭看板印刷料 2,000円
		食材費	20,000	936	19,064	飲食代等 936円
		原材料費	30,000	0	30,000	
	役務費	5,000	1,680	3,320		
		郵券料	5,000	1,680	3,320	郵券料 案内通知等
委託料	0	0	0	0		
	委託料	0	0	0		
備品購入費	140,000	117,159	22,841			
	備品購入費	130,000	117,159	12,841	防災資機材（災害・緊急時の備えづくり）	
	図書購入費	10,000	0	10,000		

項 目		令和4年度 予算現額	令和4年度 決算額	比較増減	付 記
地 域 活 動 事 業	新井自治協情報発信事業	538,000	372,505	165,495	
	報償費	10,000	0	10,000	
	謝礼金	10,000	0	10,000	
	需用費	123,000	52,169	70,831	
	消耗品	53,000	28,697	24,303	情報系ソフト代 28,697円
	印刷製本費	70,000	23,472	46,528	広報印刷代 23,472円 定例2回
	役務費	105,000	41,540	63,460	
	通信運搬費	105,000	41,540	63,460	OCN 15,840円 DoSPOT 7,700円 FM80.5放送 18,000円
	備品購入費	300,000	278,796	21,204	
	備品購入費	300,000	278,796	21,204	情報発信等備品 278,796円
	小 計	1,315,000	955,345	359,655	
合 計	6,873,500	5,692,794	1,180,706		

令和4年度新井自治協議会基金会計

項 目	金 額	備 考
前期繰越金	1,714,465円	令和3年度繰越額
基金取崩額	0円	令和4年度基金取崩額
基金積立額	14円	令和4年度基金積立額 基金利息 14円
今年度基金残高	1,714,479円	令和5年3月31日現在残高

令和4年度新井の郷交流広場会計決算書

収入金額 368,049 円
 支出金額 304,850 円
 差引金額 63,199 円

次年度へ繰越

収入の部

(単位：円)

項 目	R4年度決算額	R4年度予算額	比較増減	付 記
前期繰越金	338,047	338,047	0	令和2年度より
機械等使用収入	30,000	30,000	0	施設及び機械器具等使用料
預金利息	2	953	△ 951	受取利息
合 計	368,049	369,000	△ 951	

支出の部

(単位：円)

項 目	R4年度決算額	R4年度予算額	比較増減	付 記
パン菓子販売支出	4,850	35,000	30,150	消耗品費
基金積立金	300,000	300,000	0	
予備費	0	34,000	34,000	
合 計	304,850	369,000	64,150	

令和4年度 新井の郷基金会計

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
前期繰越金	1,087,826円	令和3年度繰越額
基金取崩額	0円	令和4年度基金取崩額
基金積立額	300,018円	令和4年度基金積立額 基金利息 18円
今年度基金残高	1,387,844円	令和5年3月31日現在残高

令和4年度会計監査報告

令和4年度新井自治協議会の下記会計の決算諸表並びに会計書類を監査した結果、適正に処理されていることを確認しました。

記

令和4年度新井自治協議会会計決算書

・令和4年度新井自治協議会基金会計

令和4年度新井の郷交流広場会計決算書

・令和4年度新井の郷基金会計

令和5年4月5日

新井自治協議会

監事 徳田 敦

監事 小畠 武敏

新井自治協議会会則施行細則の改正（R5.5.1 施行）

施行細則改正の趣旨

1 理事報酬の見直

- ・ 新井自治協議会では、理事報酬が地域の自治会役員の報酬と比較すると割高であり基本額と行事出席による報償費に変更する。

改正案

新井自治協議会会則施行細則の一部改正について

第 3 条第 1 項第 3 号を「1 万円」を「5 千円」に改める。

第 3 条第 3 項に「活動謝金に関しては、予算の範囲内で、1 事業 1 回 1 千円を上限とする。」を追加する。

新井自治協議会施行細則 新旧対照表

旧	新																
<p>(役員の報酬)</p> <p>第3条 会則第14条に定める役員の報酬は次の通りとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 会長</td> <td style="text-align: right;">3万円(年間)</td> </tr> <tr> <td>(2) 副会長</td> <td style="text-align: right;">2万円(年間)</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 理事</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1万円(年間)</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;">3千円(年間)</td> </tr> </table> <p>2 費用弁償については、丹波市旅費規定に基づいた費用弁償を支払う。</p>	(1) 会長	3万円(年間)	(2) 副会長	2万円(年間)	<u>(3) 理事</u>	<u>1万円(年間)</u>	(4) 監事	3千円(年間)	<p>(役員の報酬)</p> <p>第3条 会則第14条に定める役員の報酬は次の通りとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 会長</td> <td style="text-align: right;">3万円(年間)</td> </tr> <tr> <td>(2) 副会長</td> <td style="text-align: right;">2万円(年間)</td> </tr> <tr> <td>(3) 理事</td> <td style="text-align: right;"><u>5千円(年間)</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 監事</td> <td style="text-align: right;">3千円(年間)</td> </tr> </table> <p>2 費用弁償については、丹波市旅費規定に基づいた費用弁償を支払う。</p> <p><u>3 活動謝金に関しては、予算の範囲内で、1事業1回1千円を上限とする。</u></p>	(1) 会長	3万円(年間)	(2) 副会長	2万円(年間)	(3) 理事	<u>5千円(年間)</u>	(4) 監事	3千円(年間)
(1) 会長	3万円(年間)																
(2) 副会長	2万円(年間)																
<u>(3) 理事</u>	<u>1万円(年間)</u>																
(4) 監事	3千円(年間)																
(1) 会長	3万円(年間)																
(2) 副会長	2万円(年間)																
(3) 理事	<u>5千円(年間)</u>																
(4) 監事	3千円(年間)																

新井自治協議会会則

(名称)

第 1 条 この会は、新井自治協議会と称する。

(区域)

第 2 条 この会の区域は、丹波市柏原町新井区域とする。

(事務所の所在地)

第 3 条 この会の事務所は、丹波市柏原町北山 211 番地 1 に置く。

(目的)

第 4 条 この会は、新井区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する事。
- (4) 会員の福利厚生に関する事。
- (5) 集会施設等の管理運営に関する事。
- 6) その他目的を達成するために必要な事。

(会員)

第 6 条 第 2 条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人または団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第 8 条 会員又は賛助会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人または団体に対しては、この会はこれらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第 9 条 この会を退会しようとするときは、会長に届けなければならない。

2 会員又は賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡または解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 退会した会員が既に納入した会費、その他抛出金品は返還しない。

(役員)

第 11 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 12名以内
- (4) 監事 2名

2 会の事務を行うために、事務局長及び事務員をそれぞれ雇入れすることができる。ただし、定員は2名とする。

3 上記役員以外に、幹事として、新井地区内自治会長8名が幹事の職にあたる。

第12条 役員は幹事において選任し、総会で承認を得る。

(役員の任務)

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、この会の運営及び執行を行い各地域の総会等適時、活動の説明を行うものとする。
- (4) 監事はこの会の会計を監査し、総会で報告する。

(役員の報酬)

第14条 役員の報酬は総会において、別に定める報酬及び別に定める費用弁償とする。

(役員の任期)

第15条 この会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別職の設置)

第16条 本会に必要ある時は、特別職を置くことができる。

2 前項の特別職は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(会議の種類)

第17条 この会の会議は、総会・幹事会・理事会・部会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は会員をもって構成するが、総会の出席・評決は、幹事の出席で議決する。但し、重要事項を協議する場合はこの限りでない。

2 幹事会は、幹事とこの会の正副会長の11名で構成する。

3 理事会は、役員をもって構成する。

4 部会は、新井地区の各自治会関係役員と本会の役員をもって構成する。

(機能)

第19条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の制定、改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 幹事会は、次の事項を議決する。

(1) この会の予算及び運営で各自治会に影響する事項に関すること。

(2) 丹波市自治会長会の運営及び要望等に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき急施を要するものについては、幹事会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

4 理事会は、次の事項を議決する。

(1) この会の運営及び総会に提案する議事に関すること。

(2) 幹事会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他幹事会の議決を要しない会務の執行に関すること。

5 部会は幹事会および理事会で議決した事項を遂行する。

(通常総会)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第21条 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき、又は会員の3分の1以上から請求があったときに開催する。

(会議)

第22条 幹事会は、会長が必要と認めたととき、又は幹事数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 理事会は、会長が必要と認めたととき、又は役員数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 部会は、会長が必要と認めたとときに開催する。

(招集)

第23条 総会・幹事会・理事会・部会は、会長が招集する。

2 会長は、第21条の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から15日以内に幹事会を招集しなければならない。

4 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

5 総会を招集する場合は、幹事に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって開催日の5日以前に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 幹事会および理事会の議長は、会長がこれに当たる。

3 部会の議長は、部会長がこれに当たる。

(定員数)

第25条 会議は、総会においては幹事会の2分の1以上、幹事会においては幹事数の2分の1、理事会においては役員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席幹事の過半数をもって決する。

2 幹事会の議事は、幹事会出席者の過半数、理事会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 27 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 25 条、第 26 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会(会議)の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 幹事会の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数及び役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された、議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

(部会の役割)

第 29 条 協議会に次に掲げる部を置き、事業計画に定める事業を行う。

- (1) 生涯学習を支える地域づくり事業に関する部会
- (2) 心豊かな安全安心な地域づくり事業に関する部会
- (3) 新井自治協情報発信事業に関する部会

(委員会の設置)

第 30 条 本会は、必要に応じて各種の委員会を設置することができる。

2、前項の委員会は、理事会の承認により設置する。

(資産の構成)

第 31 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別に定める財産目録記載の資産

(資産の管理)

第 32 条 資産は会長が管理し、その方法は幹事会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 33 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この会の事業計画及び収支予算は、年度開始後 2 ヶ月以内には総会を開催し、議決するも

のとする。

- 2 会長は総会において、事業計画及び収支予算が議決されるまでの間、急を要すると判断される場合は役員会の承認を得て事業を実施し、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び収支決算)

第 35 条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 36 条 この会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会において、幹事の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 38 条 この会が、総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 39 条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 許可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会議議事録
- (5) 会員名簿
- (6) 資産台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(委任)

第 40 条 この会則の施行に関し、必要な事項は幹事会の議決(総会で報告)を経て別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 21 年 5 月 31 日より施行(平成 18 年 12 月 2 日施行会則廃止)
- 2 会則施行細則、平成 24 年 1 月 20 日から施行。(平成 21 年 5 月 31 日施行会則廃止)
- 3 会則施行、平成 26 年 4 月 25 日から施行。(平成 24 年 1 月 20 日施行会則廃止)
- 4 会則施行 平成 27 年 4 月 24 日から一部変更施行。
- 5 会則施行 平成 29 年 4 月 28 日から一部変更施行。
- 6 会則施行 令和 3 年 5 月 1 日から一部変更施行。
- 7 会則施行 令和 4 年 5 月 1 日から一部変更施行。

新井自治協議会会則施行細則

(会費)

第1条 会則第7条に定める会員の会費は、一世帯当たり1,000円とする。

2 賛助会員のうち、事業所は、5,000円とし、別表に定める関係団体は免除とする。

3 会費の納入は、自治会一括として、9月末までに納入するものとする。

(役員を選出)

第2条 会則第12条に定める役員を選出は、本会会員の中から選出する。

(1) 役員を選出については、任期満了の前3月中に幹事で選考委員会を組織し、広く地区内から適材を登用し、末日までに選考を終了する。

(2) 新会長、副会長、がやむを得ず年内に決定しないときは、旧会長または副会長、がその任務を代行する。他の役員についても同様とする。

2 幹事は、石戸自治会長・拳田自治会長・大新屋自治会長・東鴨野自治会長・鴨野自治会長・北山自治会長・田路自治会長・母坪自治会長の8名とする。

(役員報酬)

第3条 会則第14条に定める役員報酬は次の通りとする。

(1) 会長 3万円(年間)

(2) 副会長 2万円(年間)

(3) 理事 5千円(年間)

(4) 監事 3千円(年間)

2 費用弁償については、丹波市旅費規定に基づいた費用弁償を支払う。

3 活動謝金に関しては、予算の範囲内で、1事業1回1千円を上限とする。

(施行細則の変更)

第4条 本会の施行細則の改正は、幹事会で行う。

附則 平成24年1月20日制定

平成26年4月25日改定

平成30年4月27日一部変更、施行

令和4年5月1日改定

令和5年5月1日改定

幹事会申し合わせ事項

1 幹事会は、原則自治会長の出席ですが、自治会長が急用により出席できないときは、自治会長の指名により代理の方1名の出席をお願いします。

令和5・6年度新井自治協議会役員名簿

職名	自治会	氏名
会長	鴨野	鈴木 守
副会長	田路	上田 敏春
副会長	拳田	井手 典子
理事	拳田	新海 広
理事	大新屋	西本 義孝
理事	大新屋	足立 義人
理事	大新屋	谷 垣 崇
理事	東鴨野	藤原 国之
理事	鴨野	中道 規子
理事	北山	能勢 勝巳
理事	北山	臼杵 克子
理事	田路	上田 重良
理事	田路	岡田 裕樹
理事	母坪	植木 貴広
理事	母坪	徳田 克彦
監事	拳田	植木 貴之
監事	田路	橋本 功
事務局長	田路	矢本 正巳
事務主任	氷上町清住	長久 照己

令和 5 年度新井自治協議会事業計画

令和 5 年度新井自治協議会事業計画（案）

令和 4 年度は、ウクライナ侵攻や安倍首相暗殺事件が発生し、平和とは、国を守るとは、生きるとは何かの間われ続けた一年でもありました。また私たちの足元では出口の見えないコロナ禍とウクライナ侵攻、さらに円安とあいまって諸物価は高騰を続け、国民も悲鳴をあげているのが実態であります。

そしてこのような暗い状況下において新井自治協議会では、今後存続ができる規模の事業展開を行います。

新井自治協議会においては、今年度は、次世代を担う子供の支援を中心に行って行きます。

○ 施設維持管理費

施設維持管理費については、施設外回り垣根撤去及びフェンス設置工事実施

- ・ 外回り垣根撤去及びフェンス設置工事関係経費

工事費 1,800,000円 (3号補助金)

- ・ ふれあいセンター経費

自治会賠償保険料 231,000円 火災保険 65,000円

○ 協議会運営費

協議会運営費として、役員報酬・賃金を計上し自治協議会の運営の経常的経費を計上した。

○ 地域活動事業

【生涯学習を支える地域づくり事業】

- ・ 夏休みチャレンジ学習

令和 5 年 7 月 25 日（火）・7 月 26 日（水）・7 月 28 日（金）・8 月 1 日（火）新井ふれあいセンター、8 月 22 日（火）は年輪の里で実施予定午前 8 時から 10 時まで

- ・ 子ども子育て交流広場事業

にっこフェスティバルを 10 月 21 日（土）開催予定、幼児及び育児世代が集い楽しめる広場を設け、育児を応援する地域環境をつくることを目的として、広場事業を柏原子育てセンターが主催し、「にっこチルドレン」と新井自治協議会が支援して行う。

- ・ 子供支援事業

新井小学校と連携して「新井塾」協力・柏原中学校 3 年生の卒業時にバラを贈る（20 名予定）

【心豊かな安全安心な地域のづくり事業】

- ・ 地域ぐるみラジオ体操

令和 5 年 7 月 22 日（土）新井小学校グラウンド

夏休み前にラジオ体操を実施して、地区ラジオ体操の参加を促す。

- ・ 新井地区文化創作作品展

実施日 11 月 3 日（金）～ 5 日（日） 新井ふれあいセンター

日頃の趣味や学習で培われた作品出展及び新井地区内のグループ活動の紹介等による住民相互の交流を図る。

- ・ 健康ウォーキング

新春ウォーキングの実施、令和 6 年 1 月 8 日（祝）午前中 新井地内。

- ・ 防災事業

防災研修会を市から指導者を招いて自治会長等の研修会を実施する。

【新井自治協情報発信事業】

- ・ 広報誌の発行

年間 2 回広報誌を発行する。

- ・ SNS を使った情報発信

ホームページ、ライン等を使った情報発信をする。

【交流広場事業】

- 黒豆菓子販売

地域住民に向けて、材料（黒豆・米）持ち込みのポン菓子加工日を年 1 回以上実施いたします。

* 令和 5 年度事業は、第 1 回理事会において詳細の検討を行い実施いたします。

令和5年度 新井自治協議会当初予算（案）

収 入 金 額 8,108,000円

支 出 金 額 8,108,000円

差 引 金 額 0円

1 収入の部

(単位：円)

項 目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算現額	比較増減	R4年度 決算額	付 記
前期繰越金	1,239,852	790,048	449,804	790,048	3号補助金返還金 550,000円含む
市 交 付 金	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	運営・管理/活動
	996,000	990,000	6,000	994,000	
	2,000,000	1,100,000	900,000	1,000,000	3号交付金
	146,000	147,000	△ 1,000	147,000	4号交付金広報たんば配布受託
助 成 金	380,000	580,000	△ 200,000	594,434	地域福祉推進支援 200,000円 スポーツ振興委託料 180,000円
受 託 料	240,000	240,000	0	240,000	スポーツ21新井事務委託料
会 費	518,000	506,500	11,500	510,400	会員より 1,000円/戸他 自治会長会費100円×470= 47,000円
利 用 料	150,000	150,000	0	200,950	施設及び備品利用料
受取保険料	183,000	181,000	2,000	163,760	8自治会より470世帯分
協 賛 金	1,000	1,000	0	0	協賛金他
雑 収 入	253,148	187,952	65,196	292,054	公衆電話委託及び預金利子3,148円 個人社会保険料等 250,000円
基金繰入金	1,000	0	1,000	0	基金繰入額
合 計	8,108,000	6,873,500	1,234,500	6,932,646	

2 支出の部

(単位：円)

項 目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算現額	比較増減	R4年度 決算額	付 記	
需用費	661,000	940,500	△ 279,500	632,658		
施設維持管理費	消耗品費	50,000	80,000	△ 30,000	74,766	維持管理用消耗品
	光熱水費	571,000	610,500	△ 39,500	512,392	電気料金42,800円×12ヵ月 = 513,600円 上下水道、4,100円×12ヵ月 = 49,200円 ガス代 8,200円
	修繕費	30,000	50,000	△ 20,000	45,500	施設設備等修理
	材料費	10,000	200,000	△ 190,000	0	施設補修用材料費
	役務費	391,000	387,000	4,000	371,414	
施設維持管理費	通信運搬費	95,000	101,000	△ 6,000	100,454	電話料
	保険料	296,000	286,000	10,000	270,960	自治会賠償 231,000円 火災保険 65,000円
委託料	400,000	400,000	0	368,200		
施設維持管理費	施設管理委託料	300,000	300,000	0	300,000	土日夜間管理委託料
	保安点検委託料	100,000	100,000	0	68,200	定期検査 (自動ドア55,000、消防設備26,400) 他
使用料及び賃借料	27,000	27,000	0	26,650		
施設維持管理費	賃借料	10,000	10,000	0	10,000	備品格納庫
	テレビ受信料	17,000	17,000	0	16,650	N H K 受信料、共聴組合費

項 目		令和5年度 予算額	令和4年度 予算現額	比較増減	R4年度 決算額	付 記
	備品購入費	70,000	200,000	△ 130,000	164,000	
	備品費	70,000	200,000	△ 130,000	164,000	施設管理用備品(消火器購入等)
	工事請負費	1,800,000	80,000	1,720,000	3,850	
	工事請負費	1,800,000	80,000	1,720,000	3,850	生垣撤去及びフェンス設置工事費 (3号交付金)
	小 計	3,349,000	2,034,500	1,314,500	1,566,772	
協 議 会 運 営 費	報酬	136,000	196,000	△ 60,000	196,000	
	役員報酬	136,000	196,000	△ 60,000	196,000	会長30,000円 副会長20,000円×2 理事 5,000円×12 監事3,000円×2
	賃金	2,791,000	2,801,000	△ 10,000	2,768,717	
	賃金	2,240,000	2,310,000	△ 70,000	2,279,398	賃金 事務局長 1,200,000円 事務主任 1,040,000円
	社会保険料等	500,000	440,000	60,000	438,919	社会保険料 470,000円 雇用保険料 30,000円
	通勤費	51,000	51,000	0	50,400	4200円/月
	費用弁償	58,000	58,000	0	51,040	
	車両借上費	58,000	58,000	0	51,040	車両借上 @2,000円/月 出張車両借上 40円×250km = 10,000円
	会議費	10,000	10,000	0	0	
	会議研修費	10,000	10,000	0	0	役員・幹事研修
	需用費	140,000	155,000	△ 15,000	64,652	
	消耗品費	60,000	71,000	△ 11,000	33,390	ゴミ袋、消毒用アルコール他
	印刷製本費	80,000	84,000	△ 4,000	31,262	コピー機使用料
	役務費	10,000	10,000	0	5,048	
	郵券料及び手数料	10,000	10,000	0	5,048	郵券料等 10,000円
	基金積立	1,000	100,000	△ 99,000	0	
	基金積立	1,000	100,000	△ 99,000	0	基金会計積立
	負担金	94,000	94,000	0	84,220	
	負担金	94,000	94,000	0	84,220	観光協会40,000円、175号協議会10,000円 丹波市自治会会長負担金 14,000円 その他臨時負担金 30,000円
	予備費	650,000	100,000	550,000	1,000	
予備費	650,000	100,000	550,000	1,000	3号補助金返還金 550,000円	
小 計	3,890,000	3,524,000	366,000	3,170,677		
地 域 活 動 事 業	生涯学習を支える地域づくり事業	375,000	375,000	0	296,071	
	報償費	120,000	116,000	4,000	81,405	
	講師謝金	30,000	50,000	△ 20,000	47,405	学習支援講師 60h×500円 = 30,000円
	謝礼金	90,000	66,000	24,000	34,000	子供見守り等謝金 60,000円 イベントグループ謝金 30,000円
	需用費	200,000	204,000	△ 4,000	181,353	
	消耗品費	110,000	156,000	△ 46,000	155,253	夏休みチャレンジ学習 消耗品 10,000円 子ども育て広場消耗品 100,000円
	印刷製本費	5,000	0	5,000	0	冊子印刷代 5,000円
	原材料費	50,000	48,000	2,000	26,100	中学卒業記念バラ 1,500円×20名 = 30,000円
食材費	35,000	0	35,000	0	子ども育て広場飲物代等 30,000円 地域づくり管理飲物代等 5,000円	

項目	令和5年度 予算額	令和4年度 予算現額	比較増減	R4年度 決算額	付 記
役務費	20,000	20,000	0	12,693	
郵券料	20,000	20,000	0	12,693	郵券料 案内通知等
使用料	35,000	35,000	0	20,620	
会場使用料	35,000	35,000	0	20,620	夏休みチャレンジ学習 年輪の里工作使用料 1,000円×35名 = 35,000円
心豊かな安全安心な地域のづくり事業	195,000	402,000	△ 207,000	286,769	
報償費	30,000	70,000	△ 40,000	40,000	
謝金	30,000	70,000	△ 40,000	40,000	謝金 30,000円
需用費	110,000	187,000	△ 77,000	127,930	
消耗品費	40,000	135,000	△ 95,000	124,994	消耗品費 20,000円 展示用消耗品 20,000円
印刷製本費	20,000	2,000	18,000	2,000	冊子等資料の印刷代 20,000円
食材費	20,000	20,000	0	936	飲食代等 20,000円
原材料費	30,000	30,000	0	0	花いっぱい運動植栽苗購入費
役務費	5,000	5,000	0	1,680	
郵券料	5,000	5,000	0	1,680	郵券料 案内通知等
委託料	30,000	0	30,000	0	0
委託料	30,000	0	30,000	0	地域づくり事業委託料
備品購入費	20,000	140,000	△ 120,000	117,159	
備品購入費	10,000	130,000	△ 120,000	117,159	防災資機材（災害・緊急時の備えづくり）
図書購入費	10,000	10,000	0	0	書籍他（ふれあい図書）
新井自治協情報発信事業	299,000	538,000	△ 239,000	372,505	一部 3号補助金充当
報償費	10,000	10,000	0	0	
謝礼金	10,000	10,000	0	0	文化財調査等謝金
需用費	118,000	123,000	△ 5,000	52,169	
消耗品	70,000	53,000	17,000	28,697	情報発信用ソフト購入費 50,000円 配線ケーブル等 20,000円
印刷製本費	48,000	70,000	△ 22,000	23,472	広報印刷代 12,000円×3回 定例2回 臨時号1回 その他啓発印刷物 12,000円
役務費	71,000	105,000	△ 34,000	41,540	
通信運搬費	71,000	105,000	△ 34,000	41,540	OCN 14,000円 D○SPOT 8,000円 FM80.5放送 36,000円 オートメモ利用料 13,000円
備品購入費	100,000	300,000	△ 200,000	278,796	
備品購入費	100,000	300,000	△ 200,000	278,796	情報発信用備品 100,000円
小 計	869,000	1,315,000	△ 446,000	955,345	
合 計	8,108,000	6,873,500	1,234,500	5,692,794	

令和5年度新井の郷交流広場会計予算書(案)

収入金額	94,000円
支出金額	94,000円
差引金額	0円

収入の部

(単位：円)

項 目	R5年度予算額	R4年度決算額	比較増減	付 記
前期繰越金	63,199	338,047	△ 274,848	令和4年度より
機械等使用収入	30,000	30,000	0	施設及び機械器具等使用料
雑収入	801	2	799	預金利息及び雑入
合 計	94,000	368,049	△ 274,049	

支出の部

項 目	R5年度予算額	R4年度決算額	比較増減	付 記
ポン菓子販売支出	35,000	4,850	30,150	ガス代及びその他消耗品
基金積立金	0	300,000	△ 300,000	基金積立金
予備費	59,000	0	59,000	
合 計	94,000	304,850	△ 210,850	